

朝倉地域乗合タクシー運行業務仕様書

本仕様書は、朝倉地域における乗合タクシー運行業務の実施に関して、必要な事項を定めるものとする。

1 目的

瀬戸内運輸株式会社の運行する路線バス朝倉線の廃止に伴い、その影響が大きい朝倉地域における市民の日常生活に必要な移動手段を確保するため、デマンド型乗合タクシーの運行業務を委託する。

2 委託事業 朝倉地域乗合タクシー運行業務

3 事業主体 今治市地域公共交通活性化協議会

4 運行主体

運行開始までに道路運送法第4条に定める一般乗合旅客自動車運送事業の許可を取得する見込みの者。なお、許可申請等に要する費用は、運行事業者が負担するものとする。

5 業務委託期間

令和6年10月1日から令和7年3月31日まで

※ 委託期間の業務実績を踏まえ契約更新をすることがある

6 運行区域

別紙「朝倉地域乗合タクシー運行図」のとおり

7 業務内容

(1) 運行方法

① 運行エリア、運行ダイヤ等に基づき、予約制の「乗り合い方式」により、乗車場所から目的地（降車場所）まで運行（区域運行）する。この場合、予約状況に応じた運行距離を優先した最適な運行経路及び順序で運行し、予約のない乗車場所は経由しない。

② 予約のない便は運行しない。

(2) 利用対象者

① 利用対象者は、運行区域内の住民に限定しない。

② 未就学児だけの利用はできない。

(3) 運行区域、運行日、運行便数

路線名	運行区域	運行形態・方法	運行日 運行便数
旧市内エリア行	朝倉地域⇄旧市内エリアの目的施設	朝倉内の乗降場所(ゴミ集積所、集会所等)と協議会が指定する医療機関及び商業施設間の移動	週7日 (月～日) 各6便
朝倉地域内移動	朝倉地域内	朝倉内の乗降場所(ゴミ集積所、集会所等)間の移動	週7日 (月～日) 各6便

※ なお、祝日及び年末年始(12月29日から1月3日まで)は運行しない。

(4) 運行ダイヤ

ア 旧市内エリア行き

	1 便		2 便		3 便	
朝倉地域	8:30	9:30	10:00	11:00	11:30	12:30
	↓	↑	↓	↑	↓	↑
旧市内の目的施設	9:00	9:00	10:30	10:30	12:00	12:00

	4 便		5 便		6 便	
朝倉地域	13:00	14:00	14:30	15:30	16:30	17:30
	↓	↑	↓	↑	↓	↑
旧市内の目的施設	13:30	13:30	15:00	15:00	17:00	17:00

イ 朝倉地域内移動

	1 便	2 便	3 便	4 便	5 便	6 便
朝倉地域内移動	8:30～ 9:00	10:00～ 10:30	11:30～ 12:00	13:00～ 13:30	14:30～ 15:00	16:30～ 17:00

(5) 利用区間

ア 旧市内エリア行き

朝倉地域内の乗降場所から目的施設停留所間、目的施設停留所から朝倉地域内の乗降場所間の利用に限る。目的施設停留所から目的施設停留所間の利用は不可とする。

イ 朝倉地域内移動

朝倉地域内の乗降場所から朝倉地域内の乗降場所間

(6) 運行車両

- ① 本業務に使用する車両は、運行事業者が所有する小型タクシーとし、1便当り1台で運行することを基本とするが、予約状況及び車両定員に応じて追加車両を1台まで配車すること。追加車両を配車して運行する場合、ワゴン型タクシーを用いて1台で運行することは可とするが、別途定める委託料等について協議するものとする。なお、本業務に使用する車両の運行時間外の専属性は求めないものとする。
- ② 車両は、業務の遂行に必要な各種法令に適合するものであること。
- ③ 車両の点検及び清掃を適宜実施し、適正な維持管理に努め、本業務の運行に支障がないよう対応すること。
- ④ 本業務の運行にあたっては、乗合タクシーであることが分かるように、市が貸与するマグネットシートを車両の両側面等に掲示するものとする。

(7) 乗降場所等（停留所）

乗降場所については、標識により市が表示する。

（別紙「朝倉地域乗合タクシー運行図」参照）

(8) 利用料金（運賃）

- ① 今治市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」）が定める利用料金（運賃）について、降車時に現金により運転手が利用者から支払いを受けるものとする。
- ② 徴収した利用料金は、協議会の収入とし、協議会が発行する納入通知書により運行月の翌月末までに指定口座に振り込むものとする。

(9) 予約受付及び配車に関すること

- ① 運行事業者は、予約センターを設置し、利用者からの予約を電話等により受け付け、運行経路の選定・配車を行い、予約者に送迎時間等の連絡を行うなど円滑な運行を実施するものとする。
- ② 予約センターの受付期間は、運行の開始日の1週間前から契約期間の末日までとする。予約受付時間は平日の8:00~17:30とし、利用希望日の1週間前から希望する便の前日までの予約とする。予約のキャンセルも同様とする。
- ③ 予約センターは、既存の一般乗用旅客自動車運送事業との併用を可とし、本業務における専属性は求めないものとする。なお、予約受付に関する費用は、全て運行事業者の負担とする。

(10) 事故対応及び損害賠償

- ① 運行事業者は、事故等緊急事態が発生した場合は、迅速かつ的確に対応し、速やかに協議会に報告するとともに事故報告書（様式自由）を作成し提出するものとする。
- ② 天災や不測の事態等やむを得ない事情により、予定していた運行を中止又は遅延する場合は、速やかに協議会に報告するとともに、予約していた利用者に対してその旨を連絡すること。

- ③ 本業務により利用者及び第三者に対して損害を与えた場合は、受託者の責任・負担において一切を処理すること。

(11) 苦情等の処理について

運行事業者は、利用者からの苦情・問い合わせ等に誠実に対応するとともに、苦情の処理については苦情処理報告書（様式自由）を作成し、協議会に提出するものとする。

(12) 実績報告等について

- ① 運行事業者は、市が用意する運行実績報告システムにより、利用者等の運行記録に関する報告を運行月の翌月10日までに行うものとする。
- ② 随時、運行事業者は協議会の求めに応じて、必要なデータ等を報告するものとする。

8 委託料

予約により運行した車両の実車区間に対し、愛媛県今治交通圏におけるタクシー運賃基準（時間距離併用制運賃）を適用した場合の運賃額（メーター運賃）に運行管理費として月1万5千円（税込）を加えた額を委託料とする。

協議会は、運行事業者からの実績報告に基づき、請求受理後30日以内に支払うものとする。

9 注意事項

- (1) 運行事業者は、道路運送法、道路運送法施行令、道路運送法施行規則並びにその他関係法規及び通知等を遵守の上、本運行業務を遂行すること。
- (2) 運行事業者は、業務上知り得た個人情報その他の秘密を他人に漏らしてはならない。業務終了後も同様とする。
- (3) 運行事業者は、業務を円滑に遂行するため、利用者の利便性の向上を図るため、適宜、協議会と打合せを行わなければならない。
- (4) 運行事業者は、運転手や予約受付者など本事業に従事する者に対して、必要な指導や教育を実施し、乗合タクシーの運行に支障を来たさないよう万全を期すこと。
- (5) 運行事業者は、公共交通を運行することにより地域の活性化、まちづくりを担うという認識のもと、本運行に臨むものとする。

10 その他

本仕様書に記載のない事項、又は疑義が生じた事項については、協議会と運行事業者の双方が協議の上、定めるものとする。

11 担当部署

今治市地域公共交通活性化協議会事務局

(今治市役所 地域振興部 地域政策局 地域振興課内)

担当：八木・阿部

住所：794-8511 今治市別宮町1丁目4番地1

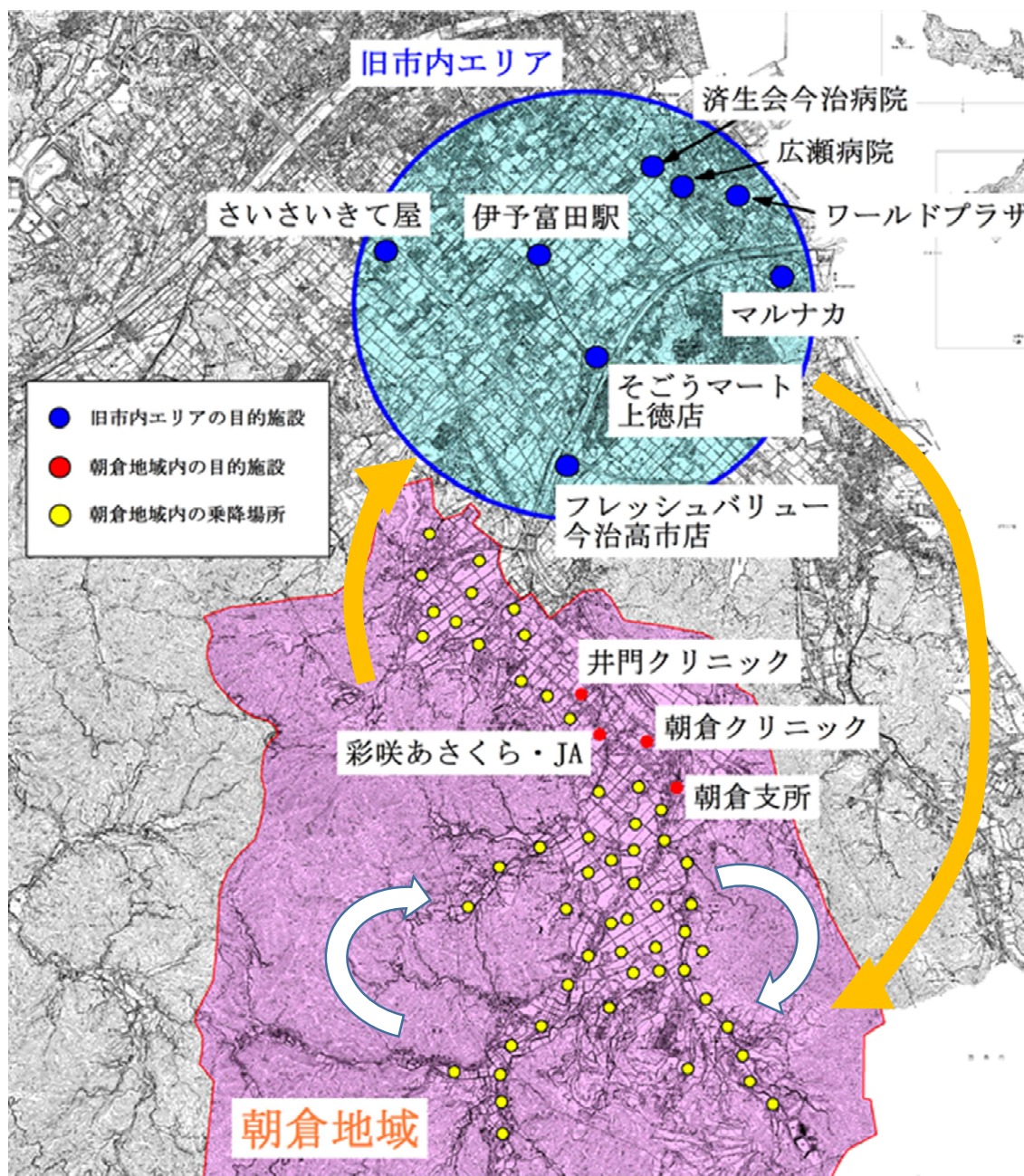
電話：0898-36-1514 FAX：0898-32-5211

電子メール：chiiki@imabari-city.jp

別 紙

朝倉地域乗合タクシー運行図

(イメージ)



①旧市内エリア行き

朝倉地域の地域内乗降場所(●)と目的施設停留所(●)を乗合タクシーで移動する

②朝倉地域内移動

朝倉地域内の乗降場所(●)から朝倉地域内の乗降場所(●)へ移動